

## 京都芸術大学 内部質保証方針

2023年4月1日制定

京都芸術大学は、「基本使命」「建学の理念」に基づく「教育目標」および各種方針を実現するため、以下のとおり内部質保証方針を定める。

### 基本方針

- (1) 教育研究、社会貢献をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果に基づき、全学的な観点から改善・改革を推進する。大学各レベルでのPDCAサイクルを恒常的に循環させることにより、それら質の向上を実現する。
- (2) 教育的な内部質保証の推進については学長会がその責任を担い、大学運営・財務に関わる内部質保証の推進については経営企画会議がその責任を担うものとする。また、大学全体の内部質保証の推進および内部質保証システムの検証については、自己点検・評価委員会がその責任を担うものとする。すべての教職員は、自己点検・評価結果への理解を深め、連携・協力して改善・改革に取り組む。さらには、学修者本位の内部質保証を実現するため、学生の意見を取り入れ改善・改革を行う。
- (3) 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行する。自己点検・評価の結果やその改善状況については4年毎に「自己点検・評価報告書」にまとめ、ホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たす。
- (4) 自己点検・評価の妥当性及び適切性について客観的な評価を得るとともに、改善の指摘及び提言を受けることを目的として、第三者による外部評価を実施する。実施にあたっては、学外有識者等の外部評価者の意見を得ることで、その客観性・社会的妥当性を担保する。

## 内部質保証に関連する組織

### (1) 大学全体の内部質保証推進「自己点検・評価委員会」

大学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として、自己点検・評価委員会を置く。自己点検・評価委員会は、各部門の自己点検・評価結果をさらに全学的観点から点検・評価し、課題抽出、対応施策の妥当性等の検証を行い、常任理事会及び学長会、経営企画会議へ報告及び提言を行う。また、4年毎に、教育目標・組織目標の達成状況及び課題の改善状況を反映した「自己点検・評価報告書」を作成し、常任理事会へ上程する。

### (2) 教学に係る内部質保証推進「学長会」

教学に関わる内部質保証の推進については、学長会がその責任を担うものとする。学長会は、建学の理念に基づき、将来構想やビジョン、戦略を策定する。また、各部門が行う自己点検・評価の結果及び、自己点検・評価委員会や教員業績評価委員会からの提言を受け、全学的観点からの教育研究活動の改善に関することを審議し、方針策定や各部門の長に対する改善指示を行う。

### (3) 大学運営・財務に係る内部質保証推進「経営企画会議」

大学運営・財務に関わる内部質保証の推進については、経営企画会議がその責任を担うものとする。学園の中期計画に基づく年度計画については、各部門・部署毎に点検・評価を実施し、経営企画会議に報告する。経営企画会議は、各部門における点検・評価に基づき、次年度方針や改善施策を策定し、常任理事会へ上程する。常任理事会は経営企画会議の審議を受け、次年度方針を決定する。

### (4) プログラムレベルの内部質保証推進「教育推進会議」

プログラム別の内部質保証の推進については、課程毎の教育推進会議がその責任を担うものとする。教育推進会議は、各学科・専攻の自己点検・評価を受けて、全学的観点から教育活動に関する自己点検・評価を行い、「教学総括」としてまとめ学長会へ報告する。また、次年度改善施策を含む学部方針及び研究科方針を策定し、学長会へ上程する。学長会は教育推進会議の審議を受け、次年度方針を決定する。

また、教育開発・FD、学生支援、進路教育、社会実装教育、国際交流等を推進するための下部組織を設置し、教育目標の達成に向けた教育制度・具体的施策の策定、当該組織の自己点検・評価を受けた改善指示を行う。

### (5) 授業科目レベルの内部質保証推進「学科会議」「研究科委員会」

授業科目レベルの内部質保証の推進については、学部の各学科、芸術教養センター、芸術教育資格支援センター（以下、「学科等」という。）及び研究科がこれを担う。学科会議、芸術教養センター会議、芸術教育資格支援センター会議（以下、「学科会議」という。）又は研究科委員会において毎年度自己点検・評価を行い、教育推進会議に報告する。その結果は、教育推進会議を経て学長会及び自己点検・評価委員会へ報告される。学長会は結果を受けた改善指示を、教育推進会議を経て、学科等及び研究科へフィードバックする。各学科等及び研究科は改善計画を策定し、次年度「教育

計画」として教育推進会議に上程する。教育推進会議は、各学科等及び研究科との面談を経て教育計画を承認し、学部及び研究科の次年度教育計画として学長会及び自己点検・評価委員会へ上程する。学長会は教育推進会議の審議を受け、次年度教育計画を決定する。

(6) 教員レベルの内部質保証推進「教員業績評価委員会」

専任教員の教育・研究・社会貢献活動の自己点検・評価を行うため、学長の諮問機関として、教員業績評価委員会を置く。教育・研究・社会貢献活動の現状を自ら点検・評価することによって、これらの質的向上を図り、本学の教育活動全体がさらに充実発展することを目指す。

(7) 内部質保証推進の支援「IR室」

IR室は、学生の学修動向や教育成果に関する情報収集・調査分析を行い、その結果を各部門および学長会へ提供し、施策立案、意思決定の支援を行う。

(8) 内部質保証推進の支援「FD委員会」

教育改善活動を推進するための組織として、教育推進会議の下にFD委員会を置き、教育内容および方法を改善・向上させるための組織的な取り組みを推進する。

## 行動指針

- (1) 学部及び研究科においては教育目標、3つの方針および毎年度の教育方針を行動指針とする。
- (2) 学修成果の評価・改善の方針をアセスメントプランに定め、評価・改善を行う。
- (3) 教育研究および学生実態等に関する情報を把握し、改善に活用する。

附 則 本方針は2023年4月18日から施行し、4月1日より適用する。  
これに伴い、京都芸術大学自己点検・評価に関する規程は廃止する。